

諮問実施機関：滋賀県知事（精神保健福祉センター）

諮問日：平成22年9月6日（諮問第9号）

答申日：平成23年9月13日（答申第10号）

事件名：「措置入院に関する診断書」の開示請求に係る一部開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し行った保有個人情報の一部を不開示とする決定のうち、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄のうち症状、状態像の項目名の部分（算用数字およびこれに付した丸印ならびに 知能の欄括弧内を除く。）は開示すべきであるが、その他の部分を不開示とした決定は妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

(1) 開示請求

異議申立人は、平成22年6月16日付けで滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「請求者にかかる平成 年 月 日の「措置入院に関する診断書」」（以下「本件個人情報」という。）の開示を請求した。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件個人情報のうち、「精神保健指定医の氏名」、「行政庁における記載欄における職員氏名」については、条例第15条第2号により、「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄については、同条第7号に該当するものとして不開示とし、条例第19条第1項の規定に基づき、一部開示の決定を行い、その旨を平成22年6月28日付け滋精保福第338号で異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、本件個人情報の一部開示決定のうち、「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄にかかる不開示決定を不服として平成22年8月23日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成22年9月6日付け滋精保福第451号で、条例第43条第1項の規定に基づき、当審議会に諮問した。

第3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨（異議申立人の主張要旨）

本件個人情報のうち、不開示となった「病名」「生活歴および現病歴」「重大な問題行動」「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」「診察時の特記事項」の開示理由について、実施機関がいう「開示することで個人の評価、診断、判定、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務の目的が達成することができなくなり、またはこれらの事務の公正もしくは円滑な遂行に支障が生ずる」とは思えないため、当該部分の開示を求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- ア 実施機関が「理由説明書」でいう、事後的であれ、病名その他が開示される事態が予測されれば、診察医が対象者からの反発を畏れて、客観的な判断ができない、措置入院制度の適正な運用を阻害するとの理由は、精神保健指定医の職業的良心を疑うもので、失礼であって、指定医も制度の趣旨を十分に承知した上でのことであって、対象者の心情的反発などは、診察には当然に織り込み済みのはずである。
- イ 結果的に措置入院とならず、診察を担当した医師には感謝こそすれ責める気持ちも全くなく、このような場合は、「理由説明書」がいう理由付けは全く当たらない。
- ウ 措置とならなかった私のようなケースでの病名等の開示は、まさに措置入院制度の趣旨を全うするうえでも、必要な制度的担保である。
- エ 対象となった本人の自覚と治療に向けた主体的な取り組みが求められるところであって、なぜこのような状況になったのかなど、当時の自分の状況を客観的に知っておく必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 「病名」「生活歴および現病歴」「重大な問題行動」「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」「診察時の特記事項」の開示

措置入院は、精神障害のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすおそれがあると認められる場合に、県知事の命令によって行う強制的な入院措置であることから、その発動に当たっては、極めて厳格、慎重な手続きが求められるものである。

措置入院の要否を判断するための「措置入院に関する診断書」の内容について、診

察者（精神保健指定医）は、客観的かつ具体的な記載を行わなければならないが、「病名」「生活歴および現病歴」「重大な問題行動」「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」「診察時の特記事項」の五つの項目については、その性質上、被診察者の認識や意向等に沿わない内容を含むものである。これらの情報が開示されると、診察者が本人の感情や反応等に配慮し、また誤解や反発をおそれ、その記載を簡略化したり、正確に記述することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらすことになりかねない。このことは、県知事が措置入院の要否を判断する際、適切で十分な情報を得ることを困難にし、結果、措置入院制度の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあり、条例第15条第7号イ「開示することにより、個人の評価、診断、判定、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務の目的が達成することができなくなり、またはこれらの事務の公正もしくは円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する。

第5 審議会の判断

1 審議会の判断理由

(1) 基本的な考え方

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことのできる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要がある場合について規定しており、開示・不開示の判断に当たっては、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

このような観点から、以下判断する。

(2) 「措置入院に関する診断書」の「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄の不開示の条例第15条第7号イ該当性について

条例第15条第7号該当性の判断基準

条例第15条第7号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解される。

条例第15条第7号イ該当性について

条例第15条第7号イは、個人の評価、診断、判定、選考、指導等の事務に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるものについては、開示しないこととしている。

開示請求の対象となった「措置入院に関する診断書」は、知事が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。）第24条の規定に基づく警察官の通報を受け、同法第27条の規定に基づき、精神障害者又はその疑いのある者を措置入院させるかどうかを判定するにあたって精神保健指定医をして診察を行わせたものである。

実施機関は、当該「措置入院に関する診断書」のうち、「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄の記載を不開示とした。

その「病名」欄には、精神保健指定医が医学的・専門的見地から診断を行い判定した診断名、病名が記載され、「生活歴および現病歴」欄には、指定医が関係者から聞き取った情報をもとに、措置入院が必要であるかどうかを医学的に判断するために必要であると判断した受診者の生活歴と病歴が記載されている。さらに、「重大な問題行動」欄には、当該欄に列挙された自傷行為、他害行為等の問題行動に該当する事実がこれまでにあったかどうか、今後のおそれがあるかどうかを丸印を付することによって記載され、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、当該欄に列挙された現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像のいずれかに該当するかどうかを該当項目に丸印を付することによって記載される。

また、「診察時の特記事項」欄には、指定医が医学的、専門的見地から本人の病状および問題行動等の状況を踏まえた今後の自傷他害のおそれについての総合的な判断が記述式で記載される。

この指定医が行う診察、診断では、精神保健法における措置入院制度が、本人の意思に反して強制的に入院させることができる制度であることから、極めて厳格、適正な手続きが要請され、患者本人や家族の意向にとらわれない客観的かつ具体的な内容であることが要求されており、不開示となったこれらの欄の記載内容は、事柄の性質上、本人の認識や意向に沿わない事柄を含むおそれがある。このことは、今回のように結果として措置不要となった場合においても、同様である。

よって、これらの情報を開示することを前提とすると、指定医は、診察者との間に軋轢や紛争が生じかねないことに配慮して、記載内容を簡略化するなど、診断の形骸化をもたらすおそれがある。

また、当該診察は、病状の改善という共通の目的をもって将来にわたって被診察者と医師とが相互に信頼、協力関係にある通常の治療行為とは異なるものであって、それらの情報が、治療上の医学的、専門的見地を伴うことなく、異議申立人本人の心身等の状況を踏まえないまま開示されると、本人に誤解、混乱を生じさせ、場合によっては治療上の障害となったり、ひいては当該本人の心身に悪影響を及ぼすおそれもある。

このことは、指定医が措置入院の要否にかかる診断を行う当該制度としては想定外のことであって、このような情報の開示は指定医による今後の措置入院に関する診断を困難にするおそれがある。

以上のことから、これらの情報開示が、県の措置入院事務の今後の適正な遂行に支障を生じさせることが認められ、条例第15条第7号イに該当することから、実施機関の判断は妥当である。

ただし、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄のうち、様式となっている、それぞれの症状、状態像の項目名の部分（算用数字およびこれに付した丸印ならびに 知能の欄括弧内を除く。）は開示により上記のおそれが生ずることはないため、開示することが妥当である。

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

2 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成22年 9月 6日	・実施機関から諮問を受けた。
平成22年 9月28日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成22年11月15日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成23年 6月20日	・異議申立人から異議申立て理由等について意見聴取を行った。 ・実施機関から保有個人情報一部開示決定理由について口頭説明を受けた。
平成23年 7月25日	・諮問案件の審議を行った。（第66回審議会）
平成23年 9月 5日	・審議（第67回審議会）